

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正について
藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例（昭和54年藤沢市条例第24号）の一部を
次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（延滞金）

第9条 貸付金を前条に規定する期限までに償還しない者に対しては、藤沢市税外
収入金に関する延滞金条例（昭和38年藤沢市条例第22号）の規定を適用し、
延滞金を徴収する。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、市税における延滞金等の
割合の特例が見直されることに伴い、所要の改正をする必要による。